

指定の基準について（修正案）

資料1

これまでの審議会の議論等を踏まえ、休眠預金等活用法第20条第1項各号に規定されている指定活用団体の指定の基準に基づき、指定に当たって確認する事項を事務局において整理したもの。

（指定活用団体）

第20条 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であって、次条第1項に規定する業務（以下「民間公益活動促進業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、指定活用団体として指定することができる。

- 一 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 五 第33条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。
- 六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

（業務）

第21条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。
- 二 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 三 休眠預金等交付金の受入れを行うこと。
- 四 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

指定の基準	指定に当たって確認する事項（案）	確認書類（案）
<p>1. 民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人（第20条第1項本文）</p>	<p>指定を受けようとする団体（以下「指定申請団体」という。）が以下の要件に該当すること。</p> <p>(1) 定款で定める法人の目的が、法第20条第1項で定める法人の目的（民間公益活動の促進に資すること）に適合していること。</p> <p>(2) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定される一般財団法人であること。</p> <p>※指定に当たっては、指定申請団体の過去の活動実績ではなく、指定後に行う民間公益活動促進業務の適確な実施が認められることを確認する。また、確認書類は、指定後の定款の案や役職員等への就任予定者に係る資料等が基本となる。</p>	<p>○定款 ○登記事項証明書 ○指定の申請に関する意思の決定を証する書類</p>
<p>2. 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。（同条第1項第1号）</p>	<p>民間公益活動促進業務の実施に関する計画（以下「業務実施計画」という。）に少なくとも次に掲げる内容が記載され、下記の要件に該当すること。</p> <p><u>業務実施計画に記載する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織全体の使命・目標、業務実施に当たっての基本的考え方、組織体制等（組織図、所掌事務、役職員の配置の状況を含む。）及び組織運営スケジュール ○民間公益活動促進業務ごとの目標、実施方法、実施体制及び実施スケジュール（成果評価の実施を含む。） <p>※当該計画は5年程度の中長期的な計画とする。</p> <p>(1) 業務実施計画が、<u>基本方針を踏まえ</u>、休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等に適合していること。</p> <p>(2) 業務実施計画において、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織体制等が整備できる見通しが示されていること。</p> <p>(3) 業務実施計画が、<u>民間公益活動促進業務ごとに</u>適確に実施できるものであると認められること。 等</p>	<p>○民間公益活動促進業務の実施に関する計画 ○「評議員、役員、職員、会計監査人」の氏名、履歴、専門的能力等に関する事項を記載した書類 ○民間公益活動促進業務規程の案（別紙参照） ○諸規程 ※業務実施計画の実効性を担保するため、民間公益活動業務規程の案や組織の諸規程を必要に応じて確認する。</p>

指定の基準	指定に当たって確認する事項（案）
<p>(つづき)</p> <p>2. 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法</p> <p>その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。</p> <p>(同条第1項第1号)</p>	<p>特に、民間公益活動促進業務を適確に実施するための組織体制等の整備に当たっては、以下の事項が重要である。</p> <p>【組織体制に関する事項】</p> <p>①評議員会は、ソーシャルセクターのみならず、経済界や金融界、学識経験者、マスコミ等の参加も求め、各分野の観察・監視・評議・監督機能を有する評議員会の運営規則、役員の報酬規程等、一般的に組織の運営を円滑に行うために必要な諸規程が整備されること。</p> <p>②迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は、必要最小限となること。</p> <p>③コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等を含む。）及びその実効性を担う組織の設置を始め、事業の適正な実施のために必要な専門の組織が整備されること。</p> <p>④助成又は貸付けに係る業務として、課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制となるを一括して行う専門の組織が置かれること。【P】</p> <p>⑤資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門の組織が設置されること。</p> <p>【諸規程等に関する事項】</p> <p>①倫理規程、情報公開規程、理事会及び評議員会の運営規則、役員の報酬規程等、一般的に組織の運営を円滑に行うために必要な諸規程が整備されること。</p> <p>②評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除くことが諸規程等に整備されること。</p> <p>③役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることが諸規程等に整備されること。</p> <p>④民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準に高額なものとならないような支給の基準が定められること。</p> <p>⑤事業を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の当該法人の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることが諸規程等に整備されること。</p> <p>⑥不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程が整備されること。</p> <p>⑦ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするための内部通報制度が整備されること。</p> <p>⑧事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことが諸規程等に整備されること。</p> <p>⑨残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に規定する法人又は国に帰属させる旨を定款に定めること。</p>

指定の基準	指定に当たって確認する事項（案）	確認書類（案）
<p>3. 上記2. の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 (同条第1項第2号)</p>	<p>指定申請団体が以下の要件に該当すること。</p> <p>【経理的基礎】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 財政基盤の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、収支予算書等により財務状態を確認し、法人の事業規模を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であること。 ・他の団体の意思決定に実質的に関与することができる株式等を保有していないこと。 (2) 経理処理、財産管理の適正性 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制がとられること。 ・民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理されること。 ・必要な会計帳簿を備え付けること。 ・経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。 ・会計監査人を設置する旨を定款で定めること。 (3) 情報開示の適正性 <ul style="list-style-type: none"> ・監事が公認会計士又は税理士であること。 <p>【技術的基礎】</p> <p>民間公益活動促進業務を実施するための技術、専門的人材や設備等の基礎能力を有していること。具体的には、次に掲げる内容が認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間公益活動やソーシャルイノベーションに関する十分な知識を有するなど、業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員が置かれること及び必要に応じ外部の専門家等を活用すること。 ○特に、資金分配団体になり得る団体に関する十分な知見やネットワーク等を有すること、案件組成・案件発掘能力を有すること、非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供できる能力を有すること、科学技術分野の動向に知見を有すること、ＩＣＴ等の先進技術を積極的に活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表、損益計算書及び財産目録 ○事業収支の見込みの内訳を記載した書類 ○民間公益活動促進業務の実施に関する計画 ○「評議員、役員、職員、会計監査人」の氏名、履歴、専門的能力等に関する事項を記載した書類 ○会計帳簿 ○定款

指定の基準	指定に当たって確認する事項（案）	確認書類（案）
<p>4．役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 (同条第1項第3号)</p>	<p>指定申請団体が以下の要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様とする）。 (2) 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様とする）。 (3) 職員が特定の団体出身者に偏らないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「評議員、役員、職員、会計監査人」の氏名、履歴、専門的能力等に関する事項を記載した書類 ○左記事項の確認書類
<p>5．民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 (同条第1項第4号)</p>	<p>民間公益活動促進業務以外の業務を行う場合には、次に掲げる内容が認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間公益活動促進業務とその他の業務の、職員、組織及び予算等が実質的に区分されていること。 (2) 民間公益活動促進業務以外の業務を実施することにより、指定活用団体の財務状況が悪化するおそれがないこと。 (3-2) 民間公益活動促進業務が法人の主たる業務となっていること。 (4-3) 収益事業等に該当する事業を行う場合には民間公益活動促進業務以外の業務を実施することにより、民間公益活動促進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 (5-4) 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨を説明した書類
<p>6．欠格事由 (第17条第3項) (第20条第1項第5号、第6号)</p>	<p>指定申請団体が、以下の欠格事由に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第17条第3項各号に定める団体ではないこと。 (2) 法第33条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。 (3) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ② この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定を受けようとする団体及び役員が欠格事由に該当しないことを誓約する書類

(別紙) 民間公益活動促進業務規程に定めるべき事項(案)

- 休眠預金等活用法第23条において、指定活用団体は、基本方針に即して民間公益活動促進業務に関する規程（以下「民間公益活動促進業務規程」という。）を定め、民間公益活動促進業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされている。
- 民間公益活動促進業務規程には、法第23条第2項に基づき、以下の事項を定めておかなければならない。
 - ・資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準
 - ・助成又は資金の貸付けの申請及び決定の手続その他助成又は資金の貸付けの方法
 - ・上記のほか、内閣府令で定める事項

民間公益活動促進業務規程には、今後策定される基本方針を踏まえ、少なくとも以下の事項について定めること。

○資金分配団体に対する監督に関する事項

- ・資金分配団体に対する適切な監督のために必要な事項。
- ・不正による助成金等の返還や応募制限の基準、選定を取り消され助成金等を返還した資金分配団体の業務並びに財産及び負債の承継に係る必要な事項。

○利益相反の防止に関する事項

- ・評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除外した上で行うこと。
- ・役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ること。

○経理に関する事項

- ・民間公益活動促進業務に必要な経費について、効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底するための実効性のある措置。
- ・執行残を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れるなど効果的・効率的な民間公益活動促進業務の実施を期するために必要な事項。
- ・助成又は貸付けの対象とする経費の具体的範囲に関する事項。

○ガバナンス・コンプライアンス体制に関する事項

- ・不正行為や利益相反防止のためのルールや規程の策定など、組織運営上のリスク管理体制の整備に必要な事項。
- ・「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（平成17年7月19日関係省庁申合せ）」を踏まえた体制の整備及び運用に係る事項。

(別紙) 民間公益活動促進業務規程に定めるべき事項(案)

民間公益活動促進業務規程のイメージ (案)

- 業務規程の目的
- 資金分配団体に対する助成又は貸付けに関する業務について
(業務の目的、助成等の交付の申請及び決定、事業実施の方法、助成等の交付の方法、雑則（報告収支等）等)
- 民間公益活動を行う団体に対する貸付に関する業務について
(業務の目的、助成等の交付の申請及び決定、事業実施の方法、助成等の交付の方法、雑則（報告収支等）等)
- 休眠預金等交付金の受入れに関する業務について
- 民間公益活動の促進に関する調査及び研究に関する業務について
- 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動に関する業務について
- 附帯業務について
- 業務の実施体制について
- その他業務の実施に当たって必要な事項
(書類の管理及び保存 等)

【参考】休眠預金等活用法(抄)

(公益に資する活動の定義等)

第17条

- 3 休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の各号のいずれかに該当する団体に活用されることのないようにしなければならない。
- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - 三 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
 - 五 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

(民間公益活動促進業務の適正な実施等)

- 第22条 指定活用団体は、民間公益活動促進業務を行うに当たっては、休眠預金等交付金に係る資金がこの法律並びに基本方針及び基本計画に従って公正かつ効率的に活用されるようにしなければならない。

- 2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従って誠実にその事業を行わなければならない。
- 3 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されるよう、前条第一項第一号の業務を行う場合にあっては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあっては民間公益活動を行う団体を、それぞれ監督しなければならない。
- 4 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。
- 5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行うものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(民間公益活動促進業務の適正な実施等)

- 第23条 指定活用団体は、基本方針に即して民間公益活動促進業務に関する規程（以下「民間公益活動促進業務規程」という。）を定め、民間公益活動促進業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 民間公益活動促進業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。
 - 一 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準、助成又は資金の貸付けの申請及び決定の手続その他助成又は資金の貸付けの方法
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした民間公益活動促進業務規程が民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるとときは、その民間公益活動促進業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

【参考】休眠預金等活用法(抄)

(指定の取消し等)

第33条 内閣総理大臣は、指定活用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民間公益活動促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき又は第二十三条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程によらないで民間公益活動促進業務を行ったとき。

(休眠預金等活用審議会の設置)

第35条 内閣府に、休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 指定活用団体の事業計画及び収支予算に関し、第26条第2項に規定する事項を処理すること。

五 前各号に規定する事項その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。

六 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）

（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

【参考】 指定基準に関する専門委員提出資料

【第6回審議会資料
(宮城専門委員提出資料)抜粋】

2. 採択基準に関し重視すべき点（提案）

以上の3点を踏まえた上で、指定活用団体の採択においては以下の採択基準を重視することを提案したい。

（1）休眠預金活用推進に関する基礎的理解

- ✓ 立法過程・審議会での議論の過程で積み重ねてきた、本事業の基本的な考え方や趣旨を十分に汲んだ組織であること

（2）指定活用団体の持つべき機能に対する理解

- ✓ 資金供給機能を果たすことは当然のことながら、案件発掘・案件形成・伴走支援・社会的インパクト評価などの指定活用団体の果たすべき役割について、十分な理解を有していること

（3）資金分配団体との連携やキャパシティビルディングに必要な知見やノウハウ、ネットワーク

- ✓ 資金分配団体に関する十分な知見・ノウハウ、ネットワークを有していること。
- ✓ 資金分配団体の公募・採択・育成の全ての過程において、ソーシャルセクター内外のステークホルダーと連携し、必要な情報発信やキャパシティビルディングを実施できる力量を有していること

（4）案件組成・案件発掘能力

- ✓ モデル的・先行的事例を創出し、休眠預金活用に際しての考え方を体现できるモデル的事業を形成・提案できる能力を有していること

（5）事業実施に必要な組織的基盤

- ✓ 上記を実施するに必要な組織的基盤（知的・人的リソース、ガバナンス体制等）を有していること

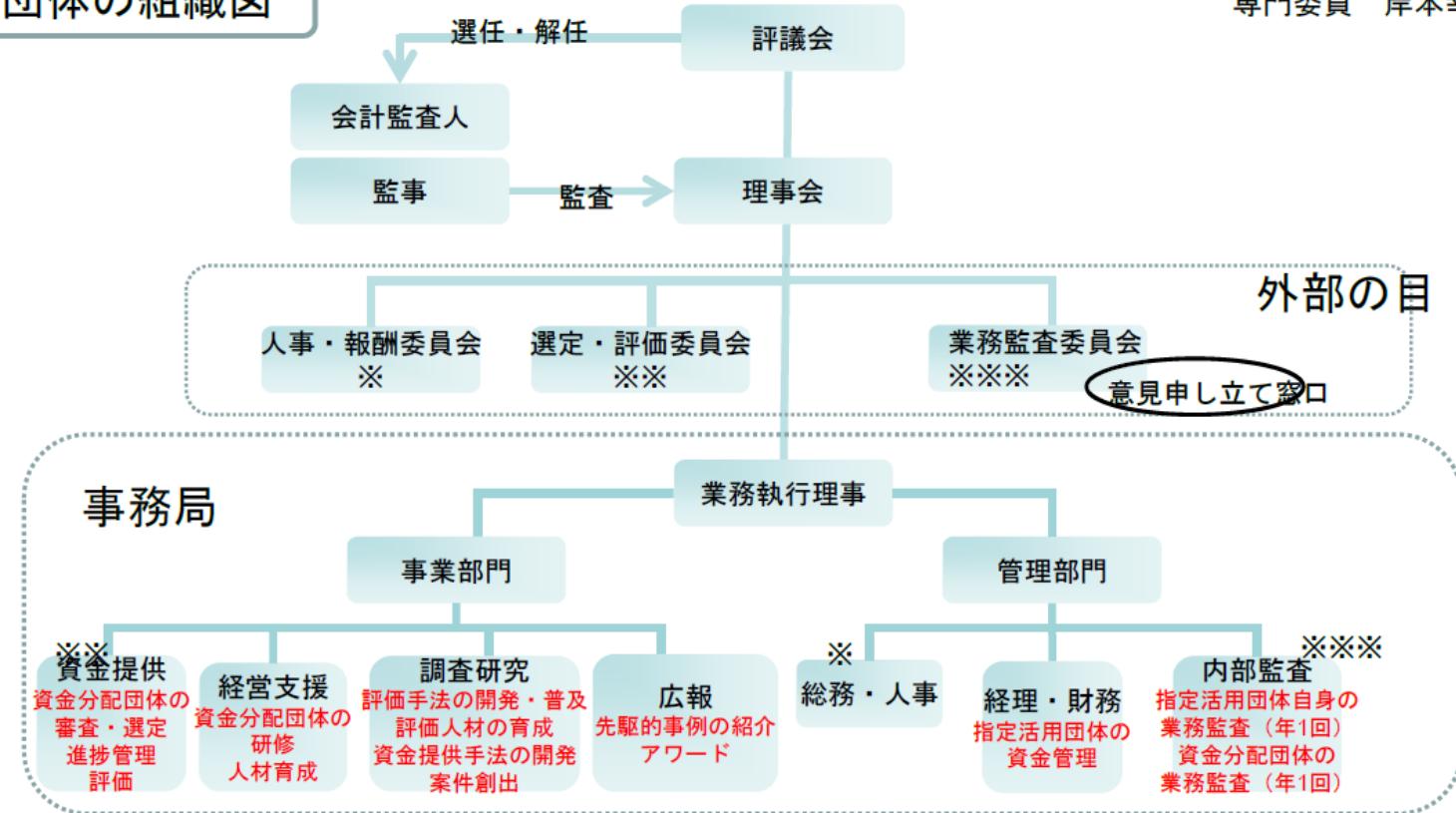
【参考】 指定基準に関する専門委員提出資料

【第8回審議会資料
(岸本専門委員提出資料)】

岸本幸子専門委員
提出資料

専門委員 岸本幸子

指定活用団体の組織図



指定活用団体の選定基準（案）

- ・休眠預金活用促進に関する基礎的理解
- ・3領域の社会課題及びソーシャルセクターの現状に関する分析力
- ・休眠預金の資金活用の効果的提案（ロジックモデル、ポートフォリオを含む）
- ・資金分配、経営支援、成果評価、案件組成、広報啓発等の業務に関する専門的知見と実施体制
- ・資金分配団体との応答的な関係構築の工夫
- ・外部の目を入れたガバナンス体制の構築
- ・公益性の担保（組織目的、役員の三分の1規定、報酬規程、残余財産帰属など）